

大分市と大分瓦斯株式会社との地球温暖化対策に関する連携協定書

大分市（以下、「甲」という。）と大分瓦斯株式会社（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策を包括的に推進するため、甲と乙が連携強化を図り、協働して推進していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 業務・産業部門における省エネルギーの推進に関すること。
- (2) 家庭部門における省エネルギーの推進に関すること。
- (3) 市有施設における地球温暖化対策に関すること。
- (4) 先進的な脱炭素のまちづくりに関すること。
- (5) 市民の地球温暖化対策に関する意識醸成と実践行動の推進に関すること。

2 甲と乙は、第1項各号の取組みを進めるにあたり、相互に情報及び意見交換に努めるものとする。

3 甲と乙は、第1項各号において取組んだ結果を踏まえ、その後の推進方法等に関し、隨時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも更新しない旨の書面による申出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了日から1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更）

第4条 甲乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（協定の解除）

第5条 甲乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面にて相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲乙のいずれかは、相手方に対し、本協定の解除に関して、何らかの損害の賠償を求めるることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、甲乙が協議し合意した場合は、この限りではない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月20日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長

佐藤樹一郎



乙 別府市北的ヶ浜町5番25号
大分瓦斯株式会社
代表取締役社長

福島知克

